

令和 8 年度紀伊半島における高付加価値なインバウンド観光地づくり  
観光人材不足解消にかかる実態調査等業務委託仕様書

1. 業務概要

(1) 業務名

令和 8 年度紀伊半島における高付加価値なインバウンド観光地づくり 観光人材不足解消にかかる実態調査等業務（以下「本業務」という。）

(2) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 1 9 日まで

(3) 委託費の上限額

3, 0 0 0 千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

(4) 目的

紀伊半島インバウンド推進連絡協議会会員である一般財団法人奈良県ビジターズビューロー（以下「当財団」という。）は、令和 5 年度から観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」において選定されたモデル地域の一つとして、和歌山県、奈良県、三重県を含む紀伊半島が広域エリアとして連携し、英・仏・米・豪国の高付加価値旅行者の誘客を促すことで、観光産業を中心とする地域経済の活性化、自然・文化・産業の維持と発展、地域雇用の確保・所得増加へと経済が好循環する持続可能なモデルを目指している。

観光誘客を推進するにあたり、人材不足による受け入れキャパシティの限界は大きな問題となっており、解決策の実施が急務である。

当財団は、本課題に対して、繁忙期、閑散期が異なるエリアの宿泊事業者間で人材を交換留学させることで、繁忙期エリアの人材不足を解消するとともに、実地研修ができる仕組み（以下、人材交換留学）の検証を行った。

当検証結果として、十分な従業員数を抱えていること、且つ交通状況などの滞在環境条件が恵まれている宿泊施設間では非常に効果のある取組であることが分かった。

本業務では、上記検証結果を踏まえ、紀伊半島エリア内宿泊施設における人材交換留学のニーズ把握調査と、検証課題として表出した人材交換留学に対応できる十分な従業員数が備わっていない小規模宿泊施設や交通状況などの滞在環境水準が低い地域の実態に基づき、外国人材の活用等による人材不足の解消に寄与する施策を実証することを目的とする。

2. 業務の内容

上記の目的及び「(別添) 紀伊山地とその周辺エリアマスタープラン (2026 年 1 月更新)」で定めた方針、ターゲット、KPI を踏まえ、以下の業務を行うこと。

(1) 人材交換留学にかかるニーズ把握等

紀伊半島エリア内のブランドコンセプトに沿った宿泊施設（ホテル・旅館等）を選定のうえ、繁忙が

異なるエリアの人材交換留学におけるニーズ等を調査すること。

調査対象：紀伊半島エリアにおける高付加価値インバウンド受入対応施設（100施設程度）

調査方法：任意

調査項目：人材交換留学実施にかかるニーズ（送出し・受入双方）、条件（予算・時期等）、課題等（調査項目等詳細については、別途協議のうえ決定する。）

## （2）外国人材の活用にかかる実態調査及び実証等

小規模または滞在環境水準が低い条件である紀伊半島エリア（特に紀伊半島南部エリア）の宿泊施設において、外国人材活用による人材不足解消に資する解決策の企画、仮説に基づく実態調査及び実証を行うこと。

### （ア）実態調査

実態調査は、宿泊施設側及び外国人材側にてそれぞれ実施すること。

調査対象及び調査方法：（1）調査と同様（（1）調査と併せて実施することを可とする。）

調査項目：効果的な調査項目を提案のうえ、当財団と協議のうえ決定することとする。

調査においては、アンケート調査を中心とし、必要に応じて重点施設へのヒアリングを行うこと。

### （イ）実証業務

外国人材の受入意向を有する宿泊施設と就業意欲を有する外国人材において、各種条件等の擦り合わせを行ったうえで短期雇用し、効果検証すること。

なお、実証業務については、受入宿泊施設による外国人材の直接雇用を前提とし、受託者は実証にかかる調整、実施支援、効果検証等を行うものとする。

外国人材については、日本語学校に在籍する留学生を想定し、関係法令及び在留資格の範囲内で実施すること。

## （3）地域の実態に応じた課題に対する各種分析及び解決策の提示

（1）（2）業務を踏まえ、紀伊半島エリア内で人材不足解消に向けて表出した課題に対し、調査・実証から得られた成果及び客観的なデータ等に基づき、下記項目等を分析のうえ解決策を提示すること。

分析項目：人材不足への対応手法、行政・DMO等としての支援方法等

## （4）活動状況報告及び報告資料の提出

（ア）上記（1）、（2）、（3）の業務過程において、適宜当財団と情報交換、活動状況の報告ミーティングを実施すること。ミーティングの方法はオンライン、オフラインのいずれでも可能とする。

また、ミーティングにかかる簡易的な議事録を作成のうえ、当財団に報告・提出すること。

（イ）上記（1）（2）業務において、調査対象宿泊施設をリスト化し当財団に報告・提出すること

（ウ）なお、報告内容や書面については紀伊半島エリア関係自治体、観光庁（事務局含む）への共有・提出を前提とすること。

## 3. 管理体制

受託者は本業務がトラブルなく円滑に実施できるよう十分な体制を講じること。また、業務については双方適宜協議のうえ進めること。

受託者は地域宿泊事業者、関係団体、地域金融機関等とのネットワークを活用し、円滑な調査・実証体制を構築すること。

#### 4. 財産・著作権

本業務によって取得した一切の財産・著作権は当財団に属するものとする。成果品等に、受託者が従前から有していた知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む。）が含まれていた場合には、権利は受託者に留保されるが、当財団は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。

また、原則、本業務によって取得した情報資産は、第三者による二次利用をしないこととするが、本事業は観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」を財源としているため、その成果は観光庁に開示する義務がある。

#### 5. 報告書

本業務完了後、速やかに成果品を電子媒体（PDF等）で、1部納品すること。

- (ア) 業務完了報告書
- (イ) その他本財団が必要としたデータ、書類

#### 6. 検収

本業務受託者は、業務完了後速やかに業務完了報告を行うこと。当財団は納入日から5営業日以内に納品物の検収を行い、その結果不備が認められた場合、受託者は可能な限り速やかに不備を解消し、修正した成果物を再度納入すること。

#### 7. 個人情報の保護

本業務受託者は、業務を実施するための個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」（別記）を守らなければならない。

#### 8. 疑義に関する協議

本仕様書に記載されていない事項、法令により義務付けられている事項およびその他の事項についても、業務上当然に必要な事項については、本業務の範囲に含まれるものとする。また、本仕様書に定めるもののほか、明示なき事項または疑義が生じた場合には協議の上決定することとする。